

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№476
2010・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

第14回人権研究交流集会、大成功！—会員の皆さま、ご協力ありがとうございました
原告の主張をほぼ全面的に認める—女性自衛官人権裁判、完全勝訴！……………佐藤博文
爪ケアは看護師としての正当業務行為—逆転無罪・北九州爪ケア事件……………東 敦子

シリーズ 格差・貧困問題③

首都圏青年ユニオンの非正規労働者の権利闘争で連続勝訴！……………笹山尚人
—「洋麺屋五右衛門」&「すき屋」

集中豪雨による人的被害は人災！—佐用町水害・町を提訴……………石塚順平



酒田市・山居倉庫

第二四回人権研究交流集会、大成功！

会員の皆さま、ご協力ありがとうございました

第二四回人権研究交流集会実行委員会

本部事務局長 笹山 尚人

一 第一四回人権研究交流集会在 成功裡に開催される

二〇一〇年九月二十五日・二十六日に北海道札幌市・札幌コンベンションセンターにおいて、第二四回人権研究交流集会在が開催されました。今回の集会是、「人間らしく働き、人間らしく生きるために、人権を守る新しいかたちを求めて」をテーマに、一日目は「企業の社会的責任(CSR)を問い直す〜人権の視点から」と題する全体会を行い、二日目は、一〇の分科会が開催されました。

一日目の参加者数は二五〇名、二日目は三七三名で、前回あいちでの第二三回集会在をしのぐ参加者を得ることができました。若手を中心に全国から多数の会員の参加があった一方、新六四期修習

予定の合格者や、北海道大学の法科大学院生ら学生のボランティアの参加が多数あったこと、それから地元北海道の一般市民の参加も多数あったことが印象的でした。内容的にも充実した集会和となり、成功裡に終えることができました。

二 全体会の様子

全体会は、大島和夫京都府立大学教授から「企業の社会的責任について」と題して基調講演を行っていた後、大島教授のほか、牛久保秀樹会員、寺中誠・アムネスティインターナショナル日本事務局長、中嶋滋IL0理事によるパネルディスカッションを行いました。これらを通じ、企業はむしろ宣伝などに「企業の社会的責任(CSR)」という言葉や運動を活用しているが、実際には、

本来人権の視点から果たすべき社会的責任が果たされていない現実があることなどが報告されました。

アンケートを見ると、内容が盛りだくさんすぎたといったご意見もありましたが、基調講演はわかりやすく勉強になった、パネルディスカッションは構成がよかった、牛久保会員や当事者からご報告いただいた野村證券事件が参考になったなど、大変好評でした。

三 サッポロビール園での大懇親会

懇親会は、サッポロビール園でのジンギスカン大パーティーでした。太田賢二実行委員長の発案で、本部では当初、「焼き肉しながらの懇親会？」との疑問の声もありましたが、結果的には、会場一杯



の参加者で、福引き抽選会も大いに盛り上がり、食事也大いに楽しんで大盛況の懇親会となりました。

四 分科会

二日目も、各分科会とも会場一杯の参加者になりました。とくに事

前の把握で参加者の数が少ないかと危ぶまれた性教育裁判分科会と情報公開分科会が会場からあふれんばかりの参加があったのはうれしい誤算でした。アンケートでも、どの分科会も好評でした。裁判必勝法

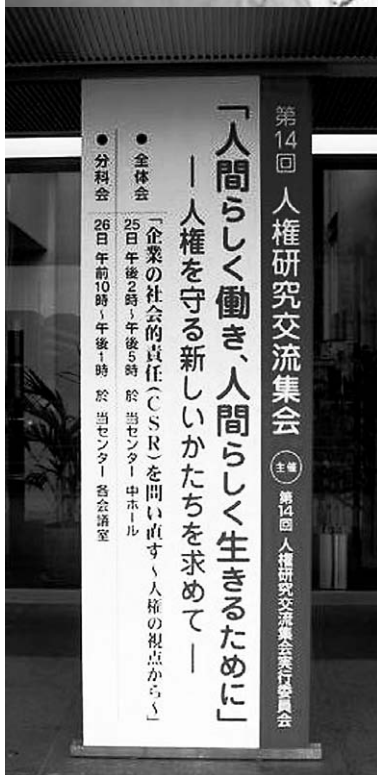
分科会は「またやってほしい」の声多数です。パトリック開催決定？

五 感謝

本集会の開催と成功のためには、全国の会員のチケット購入・普及によるご協力が不可欠でした。ご協力いただいた会員や、法律事務所のみなさまに厚くお礼申し上げます。

そして、何より現地北海道支部の大奮闘は特筆に値します。初めての経験を、多数の若手の会員が担いあつて成功に導いていただきました。とりわけ現地事務局長の加藤丈晴会員の奮闘は、ここに明記しておきたいと思えます。青法協の未来を感じる北海道支部のご尽力に心から感謝します。みなさま、本当にありがとうございました。

写真上は全体会、下は入口に設置された立看板



原告の主張をほぼ全面的に認める

女性自衛官人権裁判、完全勝訴！

北海道 佐藤 博文

1

二〇一〇年七月二十九日、札幌地方裁判所（橋詰均裁判長）は、女性自衛官に対する性暴力に関する国家賠償請求事件で、原告の主張をほぼ全面的に認める判決を下した。

原告は、二〇〇四年三月に航空自衛隊に入隊し（任期制隊員）、約一年間の新人教育を受け終わり、初任地である北海道の基地に来た。そこで二年目となる二〇〇六年九月九日未明、基地内（庁舎のボイラー室）で上司により性暴力を受けた。

原告が上司に被害を訴えたところ、逆に宿舍（庁舎の最上階にある）を離れたなどの規律違反を理由に懲戒処分の対象にされ、厳しい取り調べを受け、さらには、「処分待ち」であることを理由にさまざまな行事への参加を「辞退」させられた。加害者は、基地から異動されることなく、時折顔を合わせる状態が続いた。

そして、翌二〇〇七年三月の任用更新の際には、上司から熾烈な退職強要を受けた。

2

原告は、二〇〇七年二月、上司の退職強要により、実家に帰らされたとき、父親に相談した。父親が東京の弁護士（青法協会員）に相談したところ、自衛隊イラク派兵差止訴訟（元自民党代議士箕輪登氏が最初に提起し、全国で展開）を行っていた全国弁護士連絡会議が実施していた「自衛隊員・家族の何でも二〇番」を紹介され、原告が私の事務所に来た。

私は、基地のひどい対応と、孤立無縁の環境、若い彼女の将来を考えたとき、退職しないでがんばれとは言えず、「いま貴女ができる抵抗は、退職願に判を押さないこと」とアドバイスした。

後に原告から聞くと、部隊に迷惑をかけている自分が悪いと思いついていたが、部隊の方が悪いんだと思いついて、退職しないでがんばる気持ちで芽生えたという。そして、「自分からは判を押さない」という一点でがんばった結果、任用が継続された。

そして、原告はすぐ裁判を提起した。二二歳の原告が、自衛隊を相手に現職のまま提起したのである。原告にとり、「裁判は暗闇の中の一条の光だつた」という。この勇気とがんばりに、女性団体、人権団体、平和団体、市民が原告（弁護士も）を励まし、支えた。

3

裁判は、三年三カ月かかり（弁論一六回、証人尋問三回、進行協議六回）ました。国は、初め、性暴力の事実について「不知」と答弁した。弁護士が国の応訴姿勢を厳しく批判したところ、四回目の弁論で、「同意のうえでの性行為」と主張してきた。

そして、懲戒処分や警務隊（自衛隊内の司法警察）における供述調書、上司らの膨大な陳述書が提出された。自衛隊は、①性暴力、②被害者保護・援助の不作為、③退職強要のすべてについて

争った。

弁護団は、自衛隊ではセクハラ行為が「私行上の非行」とされ個人の問題に解消されてきた中、組織としての防止対策・被害者保護を迫ってきた。

弁護団は、セクハラ防止について、公務員に適用される法・規則・訓令と同じものが、自衛隊にも適用されていることを確認した。被告国はまったく否定しなかったが、同じ書面で「精強さ」という概念を押し出してきた。すなわち、被告国は、「自衛官の任用においては、その職務の特殊性及び自衛隊の精強さを保つ上での厳正な規律の保持が求められており、一般の公務員とは大きく異なる点が多い」と展開した。「精強さ」は自衛隊法にもない概念であり、自衛隊員の権利を制限し、自衛隊組織を動かす基本原理として働くならば、法治主義に反すると、弁護団は批判した。その後、国は「精強さ」を言わなくなったが、自衛隊内で広く通用している概念、価値観なのだろう。

4

判決は、性被害の分析に深い洞察を加えており、今後先例となっていくものである。

(1) 物理的強制の存否や程度にとらわれず、被害者の供述の一部に変遷や不合理と思われる点があっても、「性的暴行の被害を思い出すことへの心理的抵抗が極めて強いこと」「共感をもって注意深く言い分に耳を傾けないと、客観的事実と異なる説明やもつとも恥ずかしい事実を伏せた説明をし

てしまうことはままある」「原告からの事情聴取はもつぱら男性上司や男性警務隊員によって行われており、原告が性的暴行を冷静に思い出したり、記憶を言葉で説明することができなかった可能性が高い」などとしたことである。
性被害者の心理を深く洞察した事実認定をして

(2) 「隊内の規律統制維持のため隊員相互間の序列が一般社会とは比較にならないほど厳格で、上命下服の意識が徹底した組織」であり、原告が「上位者である加害者に逆らうことができない心境に陥る」と、軍事組織の本質に迫った認定をしたことである。

加害者による物理的強制の存否や程度、それとの関係で被害者の物理的抵抗の存否や程度の問題に「同意」の存否の事実認定が傾斜しがちな中で、当事者の社会的関係を的確にとらえた判断をしている。

(3) 職場の責任につき、①被害職員が心身の被害を回復できるよう配慮すべき義務(被害配慮義務)、②加害行為によつて当該職員の勤務環境が不快となっている状態を改善する義務(環境調整義務)、③性的被害を訴える者がしばしば職場の厄介者として疎んじられさまざまな不利益を受けることがあるので、そのような不利益の発生を防止すべき義務を負う(不利益防止義務)、と事後の

配慮義務について積極的かつ具体的な判断基準を示し、そのすべてに違反があったと認定したことである。

(4) 慰謝料五八〇万円を認容し、その内訳けを性暴力二〇〇万円、保護・援助の不作為三〇〇万円としたことである。性暴力後の対応に多額の慰謝料を認めたことは、性被害の実態のとらえ方(二次被害の深刻さ)、組織の責任の重大さを示した点で重要であり、賠償水準の引き上げにも寄与するものとなったことである。

弁護士費用八〇万円(認容額の一六%)も、「本件訴訟の難易度を考慮すれば」と判示し、この点でも賠償水準の引き上げに寄与する内容となっている。

5

判決は 防衛省が実施したセクハラ調査によれば、一九九八年時には「性的関係を強要された」女性隊員が一八・七%、「わざとさわられた」隊員が五九・八%もあった。

これが、裁判提訴後の調査(二〇〇七年八月)では、前者が三・四%に、後者が二〇・三%に激減した(それでも、役所や企業と比較すると驚くべき高率)。後者の数字を信じている者はいないと自衛隊員は言う。それでも本件裁判を通じて、自衛隊員が「人権」という言葉を使い始めたのは事実である。今後は、本判決を普及する活動が求められる。

爪ケアは看護師としての正当業務行為

— 逆転無罪・北九州爪ケア事件 —

福岡 東 敦子

「審判決を破棄する。被告人は無罪」。福岡高裁・陶山博生裁判長は、九月二六日、一審の有罪判決を破棄し、逆転無罪の判決を言い渡しました。判決読み上げの後、法廷では歓声と拍手がわき上がりました。陶山裁判長は拍手がなりやむまで少し待ってから、判決理由を読み始め、時折、判決の重要な部分では、弁護士席の前に座っている上田里美さんに語りかけるように目を見て話をし、上田さんはそれに頷いていました。それは、とても優しい法廷でした。

一 ○〇七年六月二五日、上田さんが勤務していた病院は突然、記者会見を開いて「看護師が爪を剥いだ、虐待をした」と発表し、そのわずか一週間後の七月二日、上田さんは逮捕されました。

忘れもしない七月二日、私は当番弁護士でした。それまで「爪はぎ、虐待」と連日報道されていたこの「事件」。私は「そんなひどい看護師がいるのか」と受け止めていました。まさか、高裁判決の日を迎えるまで全力でたたかうとは。まさに天から降ってきたような事件でした。

ま ず、上田さんが勤務していた病棟は、療養型病床で寝たきり・認知症の高齢者が多い病棟です。患者の爪は変形したり、肥厚したりして皮膚から浮き上がるなど、適切に爪切りをしなければシーツなどにひっかかりたりして危険です。

上田さんは、一七年間にわたってこの病院に勤務しており、肥厚爪の爪切りは日常の必要なケアでした。ところが、あまり爪切りなどをしない他の看護師が「爪はぎ」と誤解したことから、報道

機関や捜査機関も巻き込んで「傷害事件」として捉えられました。

上田さんは、取調べの中で、「剥いだのではない。看護師として放っておけないから爪切りをした」と何度も説明しましたが、捜査官は、「『剥いだ』としかいえない。看護師としてではなく、人として、反省しろ」と迫りました。

「私の運命は警察が握っている……」、上田さんは「爪はぎ」という表現を受け入れ、「爪切り自体が楽しみ」という調書が作られました。

振 り返っても悔しいです。毎日、弁護士三名でローテーションをくんで、接見に行つたのに、みるみる上田さんが取り込まれてしまいました。上田さんが弁護士人に対して「爪切りを始める」と、爪そのものがぼろつととれてしまい、知らない人がみれば『剥げたのかな』と勘違いするんですよ」と説明してくれても、弁護士がその意味を理解できなかったのです。

起訴されて一カ月以上が経過したとき、上田さんが看護師賠償保険に加入していたこともあって、



東京の看護に詳しい弁護士が面会に来てくれました。弁護士は、「あなたは、どうして看護師になろうと思ったの?」「どんな気持ちで爪を切っていましたか?」という質問を投げかけました。それまで氷のように固まっていた上田さんのケアへの気持ち

ちが吹き出してきて、もう一度、上田さんは看護師としての自分自身を取り戻せたのです。

賞者・川嶋みどり教授が、上田さんの爪切りは「爪はもともと皮膚から浮いているか、あるいは、非常に弱い接着でしかなかった。上田さんの行為は看護ケアである」と高く評価しました。ところが、一審判決は、上田さんの行為は爪切りであって「爪はぎ」ではないことは認定したものの結論は有罪でした。自白調書のうち「剥いだ」という表現は誘導が疑われるとしながらも、「爪を剥ぐこと自体を楽しみとし、目的としていた」という上田さんの内心に関する供述は信用できるとし、看護目的ではないので、正当業務行為ではないとしたのです。

一

審では、皮膚科の専門医の西岡清医師や、看護大学の教授でナイチンゲール記章の受賞者・川嶋みどり教授が、上田さんの爪切りは「爪はもともと皮膚から浮いているか、あるいは、非常に弱い接着でしかなかった。上田さんの行為は看護ケアである」と高く評価しました。ところが、一審判決は、上田さんの行為は爪切りであって「爪はぎ」ではないことは認定したものの結論は有罪でした。自白調書のうち「剥いだ」という表現は誘導が疑われるとしながらも、「爪を剥ぐこと自体を楽しみとし、目的としていた」という上田さんの内心に関する供述は信用できるとし、看護目的ではないので、正当業務行為ではないとしたのです。

控

訴審では、上田さんの爪切りをリアルに再現するため、再

九月十六日、判決直後の上田里美さん(中央)と四人の弁護士(中央前列が筆者、上田國廣弁護士の事務所にて

現模型を撮影した写真を使ったり、別の患者の爪切りを行ったビデオの映像を法廷で上映したりして、被告人質問をわかりやすく行いました。また、「爪のケアのスタンダードは何か」という鑑定も行いました。その結果、上田さんの爪ケアは看護師としての正当業務行為であることが認められました。

なお、控訴審では、検察側証人の医師までもが爪切り行為自体は「爪ケアとして適切」と証言したのですから当然の結果といえます。そして、自白調書については、「警察官から、爪の剥離行為であると決めつけられ、その旨の供述を押しつけられ、これを認める供述をしたという疑いを容れざるを得ず、その後の被告人の検察官に対する供述も、前の爪の剥離行為を認める供述に反って誘導されたものと疑わざるを得ない」とし、捜査機関のストーリーの押しつけを厳しく批判しました。

村

木判決の影響で自白の強要が目ざましく刑事司法のあり方にも警鐘を鳴らす事案でした。

捜査段階の弁護士は、私と天久泰弁護士、中藤寛弁護士。一審では国選で、私と天久弁護士がつとめました。控訴審では、上田國廣弁護士が主任で、高平奇恵弁護士、品川菜津美弁護士が加わり、私選弁護士合計五名でした。三年二カ月、すべての苦勞が報われた「無罪判決」でした。

首都圏青年ユニオンの非正規労働者の

権利闘争で連続勝利！

「洋麺屋五右衛門」&「すき家」

東京 笹山 尚人

一 首都圏青年ユニオンのたたかいで 連続して勝利をあげる

首都圏青年ユニオンと同顧問弁護士団がたたかう非正規労働者の権利闘争で、連続して勝利をあげた。

二〇一〇年八月二十四日、「洋麺屋五右衛門」事件が、東京高裁での和解で全面勝利解決。一、二六日は、「すき家」事件の仙台訴訟で、会社が突如認諾をして勝利。同日、組合が団交拒否の救済を求め労働委員会に申し立てていた件について、会社が行った東京都労働委員会命令に対する再審査申立を中央労働委員会が棄却する命令を交付した。

二 「洋麺屋五右衛門」事件の 全面勝利解決

(1) 二〇〇四年から四年余にわたって錦糸町の Pasta 店「洋麺屋五右衛門錦糸町テルミナ店」にアルバイトとして接客・調理業務に従事した須藤武史さんが、タイムカードで把握される賃金本給に

一部未払いがある、「洋麺屋五右衛門」を経営する日本レストランシステム株式会社（以下、「日レス」という）は変形労働時間制度を導入したとしているが、合法的に運用されていないので労基法三七条に基づいて残業代があるとして、日レスに対し、未払い賃金合計二〇万九四五二円の支払いを求め

て、二〇〇九年六月二十四日に東京地裁に提訴した。

日レスは、①労働時間はタイムカードではなくシフトで把握しているので本給の未払いはない、②半月単位の変形労働時間制を適法に導入しており、その点は労働基準監督署にも確認してもらったので残業代の未払いはないと主張。変形労働時間制の成否および労働時間の把握方法が主要な争点となった。

(2) 二〇一〇年四月七日、東京地裁（藤井聖悟裁判官）は、日レスに対し未払残業代四万二九九五円および付加金三万七四九円、未払時間給四万二七三六円、合計二万三三八〇円および遅延損害金の支払いを命じる判決を下した。

判決は、②の点につき、「被告が採用していた変

シリーズ
格差問題
貧困問題
32

形労働時間制は就業規則によれば一カ月単位のものであったのに、半月ごとのシフト表しか作成せず、変形期間すべてにおける労働日およびその労働時間等を事前に定めず、変形期間における期間の起算日を就業規則等の定めによって明らかにしていなかったものであって、労基法に従った変形労働時間制の要件を遵守しておらず、かつ、それを履践していたことを認めるに足りる証拠もない」として、日レスが採用したと主張する変形労働時間制は無効であると断罪した。

また、判決は、①の点についても、「被告は、シフト表と併せてタイムカードによっても原告の出退勤の管理を行っており」と事実を認定して、タイムカード記載の労働時間の切捨てを認めず、被告に対し、一五分未満の切り捨ててきた賃金を支払うように命じた。その一方で、消滅時効を理由に二〇〇七年五月分以降の未払いについて支払いを命じたものである。

同時に判決は、「被告は、本件未払時間外手当の請求について十分な資料根拠に基づかずに変形労働時間制の主張を行ってその支払いを拒絶してきている」とことを理由に付加金を支払うよう命じた。

た。

(3) 地裁判決に対し日レスが控訴したが、東京高裁が和解協議を進め、第一回口頭弁論期日を待たずに和解が成立した。

その和解内容の主要な点は次のとおりである。

① 日レスは須藤に対し、本件第一審判決が認定した労働基準法違反の事実を認め、原判決に従い未払残業代等の合計金一四万四三五一円を本年四月二五日に支払い、須藤はそれを受領した。

② 日レスは、須藤に対し、本件第一審判決が認定したとおり、日レスが採用していた変形労働時間制が違法であることを認め、それについて遺憾の意を表し、日レスは、今後、変形労働時間制の運用等を行う場合は労働基準法を遵守して変形労働時間制が違法に運用されることがないように留意するとともに、同法が定める労働者の権利の実現に努めることを誓約する。

三 「すき家」争議の経緯

「すき家」のたたかいは、もともと二〇〇六年六月に整理解雇事件が発生したところから始まった。首都圏青年ユニオンが団体交渉を通じて解雇撤回と現職復帰、残業代の適法な支給という成果を勝ち取った。その成果を聞きおよんで全国のすき家

で働くアルバイト従業員が首都圏青年ユニオンに加入し、彼らの残業代等の問題解決のために首都圏青年ユニオンが団体交渉を「すき家」を運営する株式会社ゼンショー（以下、「ゼンショー」という）に申し入れたところ、ゼンショーは、二〇〇七年二月に団体交渉を拒否。そのため組合が団交拒否の不当労働行為救済申し立てを行った。

これについて東京都労働委員会は組合の申し立てを全面的に認め、二〇〇九年一〇月に会社に団交に応じることなどを命じる命令を下した。ゼンショーがこれに対し中央労働委員会に再審査を申し立てたが、二〇一〇年八月二六日、中央労働委員会は、同年七月二日付の命令書を交付して、ゼンショーの再審査申し立てを棄却した。

他方、ゼンショーが団交拒否を続けるため未払い賃金問題が解決せず、やむを得ず当該組合員のうち仙台泉店に勤務する三名は、二〇〇八年四月、ゼンショーに対して、未払いの本給、残業代および紛失立替金の支払いを求めて裁判を提起。

この訴訟では、ゼンショーは、こともあろうにアルバイト従業員の労働者性を否定し、彼らとの契約は業務委託契約である、などと主張、そのほかに自ら賃金計算で活用している「デイリー勤怠報告書」の労働時間管理のための書面としての信用性を争うなど、無用な争点を増やして訴訟

進行を遅延させた。

その後二〇一〇年四月三日、六月二日に原告本人および会社の労務担当者、原告らの元上司について尋問が行われ、同年九月一日が結審のための口頭弁論が期日として指定され、そこに向けて原告らおよびゼンショーがそれぞれ同年七月末日までに最終準備書面を裁判所に提出することとされていた。

ところが、会社は七月末日になっても最終準備書面を提出せず、その後になって、突如として当方の請求九万四千七百七円全額について認諾してきたのである。二〇一〇年八月二十六日、認諾が裁判所で確認され、仙台訴訟が終結した。

なお、「すき家」争議には、やはり本給未払いを請求する長野県岡谷市の「すき家」店舗に勤務していた組合員の岡谷訴訟が現在も継続中である。

四 両事件をたたかえたことの意味

〈憲法二七条、二八条の偉大さ〉

「洋麺屋五右衛門」事件で内容的に非常に高次元の和解を成立させたことや、「すき家」争議で結審の直前の段階に至って使用者が認諾するという、

異例ともいべき経過で仙台訴訟が終結したこと、中央労働委員会で勝利したことは、基本的には、当事者および首都圏青年ユニオン、弁護団の粘り強いたたかひの成果といえる。組合は情宣活動を重ね、訴訟、中央労働委員会では弁護団・当事者は、すべての論点で相手方の主張・立証を圧倒した。

両事件の当事者は、いずれも非正規雇用の労働者である。しかも、「すき家」の当事者は、現職である。こうした人たちが、使用者に対して自らの人権をかけて立ち上がるなどということは、理屈の上ではあり得ても、実際上はほとんど考えられないだろう。

首都圏青年ユニオンという労働組合があつて、はじめてこれら両事件は争議にすることができたし、これから非正規労働者の人権の実現のために役立つ成果をあげることができた。憲法二七条と二八条の二つが、人権として規定されることの偉大さを改めて感じた。憲法二八条があつて、これを生かしてこそ、中央労働委員会が断罪した「団交拒否は不当労働行為として違法」とか、一人ではとうてい立ち上がれない労働者たちを争議に立ち上がらせることを後押しした。そして、両事件

によって、労働時間とか、時間外割増し賃金とか、労働者が働く際に不当に使用者から賠償請求を受けない権利だとか、そういった権利を憲法二七条に基づいて確立した。

こうしたたたかい自体を広げ、また、本件で得た成果を全国の会員が活用することを期待する。

なお、両事件の弁護団は、首都圏青年ユニオン顧問弁護団から、「洋麺屋五右衛門」事件は、西田稜、蟹江鬼太郎の各会員と私であり、「すき家」争議は、大山勇一、佐々木亮の各会員と私である。



集中豪雨による人的被害は人災！ 佐用町水害・町を提訴

兵庫県 石塚 順平

二〇〇九年八月九日に佐用町を襲った豪雨の際、町による避難勧告に従って避難した町民らが死亡したは行方不明となり、その遺族らが、町による避難勧告の遅れなどの違法性を争って、二〇一〇年八月二〇日、町を相手に神戸地方裁判所姫路支部に提訴しました。

1 本件事故の発生

二〇〇九年八月九日未明に日本列島に接近した台風九号は豪雨をもたらし、この豪雨により佐用川の水位は上昇し、流域各地で氾濫が発生して、兵庫県佐用郡佐用町だけで死者行方不明者二〇名を出す大惨事となりました。

その死者行方不明者の多くが、避難時や車での移動中といった「屋外での行動中」に災禍に巻き込まれて犠牲となっており、死者行方不明者二〇名

のうち九名は、佐用町本郷地区の居住者で、いずれも町による避難勧告に従い、住宅から避難所への移動中、用水路に転落して被災しました。

2 被告の責任原因

このような大惨事となったことについては、一方で、想定を超えた、過去の実績を大幅に上回るもので誰にも予測できなかったとか、自治体が避難勧告を出すときの判断基準となる国の指針に問題があり、国の指針を見直す必要があるとして、被

告には責任がないと述べる意見もあります。

しかし、国は、二〇〇四年の新潟福島豪雨などの一連の集中豪雨を教訓として、二〇〇五年三月、すでに、市町村が避難勧告を発令する時期などをマニュアル化するに際しての指針となる「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を示していました。

また、佐用町においても、当該ガイドラインなどに基づき、二〇〇七年に「佐用町地域防災計画」を作成していました。そこでは、佐用川佐用地点の水位計が、三・〇メートルに達した時点で「災害の発生する可能性が高まった状況」として、避難勧告の発令を町長の責務として定めており、本件水害当日である二〇〇九年八月九日午後七時五十分には、兵庫県が、佐用川佐用地点の水位が

三・〇メートルに到達した旨の佐用川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）を発表していました。

つまり、佐用町には、午後七時五十八分の時点で速やかに避難勧告を発令する義務が生じていたのです。しかし、佐用町は、午後七時五十八分の時点で速やかに避難所への避難を勧める避難勧告を発令することはありませんでした。

しかも、その後、避難勧告を発令すべき午後七時五十八分から実に二時間二〇分以上も経過し、道路が冠水して屋外での移動が極めて危険な状態となっていた午後九時二〇分になって、避難所への移動を促す避難勧告を全町に発令したのです。

佐用町が「佐用町地域防災計画」に規定されたとおりの時点である午後七時五十八分に、速やかに内容の正しい避難勧告を発令していれば、少なくとも二〇名もの死者行方不明者が出ることはありませんでした。その意味で、二〇〇九年八月九日の集中豪雨による人的被害は、天災だけでなく、人災としての側面をも濃厚に併有していると言わなければなりません。

本訴は、本件被災者らの遺族が、本件被災者らが死亡しないし行方不明となった原因は、佐用町が「佐用町地域防災計画」に従って、適切な時期に、適切な内容の避難勧告を発令しなかったことにある

として、佐用町に対し、国家賠償法一条に基づき損害賠償を求めるものです。

3 本件訴訟提起の意義

佐用町は、本件事故後、「台風第九号災害検証委員会」を設置し、二〇一〇年七月二六日には、「台風第九号災害検証報告書」を提出し、その中で避難勧告に遅れがあったことを指摘しています。また、佐用町長も、記者会見において、体制や対応が不十分であったことを認め、遺族に対して謝罪しております。

しかし、佐用町は、避難勧告の遅れについては認めながら、本件被災者らがなぜ死亡したのかという点については、結局、検証することはありませんでした。

今後、佐用町からは、避難勧告の遅れなど本件被災者らの死亡結果との間に因果関係がない旨の反論がなされることが考えられますが、弁護団は、原告らとともに、事実関係および責任の所在が明らかとなるようたたかっていきたいと思いません。

今後ともご支援をお願いいたします。



編集後記

▼昨年ふと読み始めたハヤカワ文庫「グイン・サーガ」は、豹の頭を持つ戦士グインを中心とする剣と魔法世界の壮大なSF大河小説だが、正

伝二三〇巻、外伝二巻となる世界一の長編小説であることは、読み始めてから知った。

▼第一巻発売の一九七九年から、物語は三〇年の間書き続けられていた。内容は波瀾万丈奇想天外、個性的な登場人物（人でない者も）たちが大陸各地で運命的な出会いを重ねながらそれぞれの人生を紡いでいく。▼というわけで、話の先が気になって読破していったのだが、物語の鍵を握る女性が邪悪な宗教集団に拉致され、暗闇の中で目を覚ましたところで、唐突に「未完」の文字が現れ、物語は終了した。▼絶句。栗本薫さんは昨年お亡くなりになつていたので。豹頭の由来をはじめとする数々の謎解きや因縁の決着は、ここまできて、ぱつぱりと中断してしまった。▼しかし、人の死というものは、そういうものかもしれない。滞留している仕事を急がなければと思うこのころである。

（町田正裕）